

令和5年（ワ）第1781号 損害賠償等請求事件

意見書（弁論の更新にあたって）

2026（令和8）年6月4日

さつぽろ ち ほうさいばんしよみん じ だい ぶ ごう ぎ がかり おんちゆう
札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

げんこく そ しょうだい り にん
原告ら訴訟代理人

べん ご し なか じま さとし
弁 護 士 中 島 哲

I はじめに

さいばんちよう こうたい げんこくべん ご だん ほんけん そ しょう こつ し こん ご しん り
裁判長の交代にあたり、原告弁護団から、本件訴訟の骨子と、今後の審理に
む こうしんべんろん おこな
向けた更新弁論を行います。

まず、1つの問題提起をさせていただきます。「もし、けんじようしや すいどう だんぼう
ないプレハブ小屋で数 十年も生活し、預金通帳を取り上げられた上で、年中
む きゆう む ほうしゆうろうどう し ねんきん さくしゆ けいさつ ぎようせい
無休の無報酬労働を強いられ、年金も搾取されていたとしたら、警察や行政
はこれを放置したでしょうか」。

こた いな そく ざ てきせつ たいおう ひ がいしや きゆうしゆつ
答えは否です。即座に適切な対応がなされ、被害者は救出されたはずです。

ほんけん すうじゆうねんかん なが み す ぎようせい
ところが本件では、これが数十年間もの長きにわたり見過ごされ、行政によ
じ じつうえもくにん
って事実上黙認されてきました。

ひ がいしや こえ あ こんなん ち てきしようがいしや
これはなぜか。被害者が声を上げることが困難な知的障害者であったからで
あり、加害者が地元の有力政治家であったからに他なりません。

けんじようしや たい どうていゆる じんけんしんがい しょうがいしや たい ゆる
健全者に対してであれば到底許されない人権侵害が、障害者に対しては許さ
れるのか、これが本件の根源的な問いかけです。

しんにん さいばんたい ほんけん たん きんせんばいしよう じ けん ち
新任の裁判体におかれましては、本件を単なる金銭賠償の事件ではなく、知

できしょうがいしや にんげん そんげん と そしょう う と
的 障 害 者 の 人 間 と し て の 尊 厳 そ の も の が 問 わ れ て い る 訴 訟 だ 受 け 止 め て い た だ
き、 真 摯 な 当 事 者 意 識 を も っ て 審 理 に 臨 ま れ る こ と を お 願 い い た し ま す。

2 遠藤牧場における虐待の実態

げんこく めい えんどうぼくじょう にんげん そんげん いちじる ふ れつ
原告3名は、遠藤牧場において、人間としての尊厳を著しく踏みにじる劣
あく かんきょう か か こく ろうどう し
悪な環境下で過酷な労働を強いられてきました。

たい か がいしや こ えんどうあき お し もと え にわ し ぎ かい ぎ ちよう
これに対し、加害者の1人である故・遠藤昭雄氏は、元恵庭市議会議長とい
ち いき ぜつだい けんりよくしや けんりよく かげ じつさい ぼくじょう
う、地域における絶大な権力者でした。また、その権力の陰で、実際に牧場
のうじょう うんえい と し き ほんけん ひ こく つま ちようなん
と農場の運営を取り仕切っていたのは、本件被告である妻と長男でした。

げんこく ぎやくたい しゅちよう じ じつ た き およ すべ
原告らが虐待として主張している事実は多岐に及ぶため、ここでその全てを
の
述べることはできませんが、本件の悪質性を象徴する特徴的な事項を幾つか
し て き
指摘しておきます。

げんこく しょく じ かん げんこく ちようしょく はん ゆ
まず、①原告らの食事に関して、原告らは朝食はご飯とお湯だけだったと
しゅちよう
主張しておりますが、それに対する被告護氏の反論はお湯ではなく出し汁を出
していたというものです。

かい だ こ や かい きよじゅう げんこく へ や よ
また、②2階建てのプレハブ小屋の1階に居住していた原告の部屋には、夜
なか そと ぼう で ひ こく えんどう
中には外からつつかい棒がされて出られないようにされていました。被告の遠藤
し ぼう じ たい みと
氏らもつつかい棒がされていたこと自体は認めています。

ひ こく げんこく たい ちんぎん し はら みと
さらに、③被告らは原告らに対し、賃金を支払っていないことは認めつつ、あ
げんこく ねん ねん じゅうしよう お さい えんどうぼくじょう ろうどう き じゅんかん
る原告が2006年と2013年に重傷を負った際、遠藤牧場は労働基準監
とくしよ たい げんこく げつきゅう まん えん じゅうぎよういん ど ろう
督署に対し、原告を月給12万5000円のパート従業員として、2度も労
さいしんせい おこな
災申請を行っていました。

さき かり ひ こく しゅちよう ぜんてい じ
これらのうち、先の2つは、仮に被告の主張を前提としたとしても、それ自
たいぎやくたいこう い がいとう こうい じ かく か しゅちよう い
体虐待行為に該当しうる行為だという自覚すら欠けている主張だと言わざるを
え
得ませんし、3つめの行為は公訴時効が成立していなければ、犯罪行為に該当す
か のうせい きわ たか こうい
る可能性が極めて高い行為です。

これらのエピソードだけでも、本件の悪質性は十分に伝わるかと思われます。

3 被告恵庭市の責任について

本件において被告恵庭市が責任を負う根拠は、まず、恵庭市が「遅くとも2017年1月の時点で具体的に虐待を認識、あるいは強く疑うべき状況を把握していた」という点にあります。

当時、虐待を察知した外部の相談支援事業所が調査に動こうとした際、恵庭市の担当職員は「虐待案件として扱うのであれば、このケースには関わってもらわず市単独で扱っていく」としてその独自の調査をストップさせました。行政自らが虐待防止の端緒を掴みながら、それを遮断したのです。

その後、2022年夏に至るまでの5年間、恵庭市は原告らの救出に向けた具体的な措置を何一つ講じず、放置し続けました。地元の有力政治家への忖度のために、知的障害者の尊厳が、5年もの間、放置され、搾取が続けられたのです。

次に、問題の核心は、恵庭市が、遠藤昭雄氏が会長を務めていた知的障害者の職親団体である育恵会の事務局の地位にあり、原告らが遠藤牧場で働いていることを当然に認識していたことにあります。

恵庭市は、ただ単に虐待を放置しただけでなく、遠藤昭雄氏が会長を務めていた育恵会の事務局の立ち位置を通じて、遠藤牧場関係者の行為を黙認し、さらには後押ししていたと評価されるものであり、その責任は極めて重大です。

4 本件訴訟の社会的意義

我が国の司法は、障害者虐待防止法が制定される前の時代においても、2003年の滋賀サングループ事件判決（大津地裁平成15年3月24日判決）で国と県の損害賠償責任を認めています。

しょうがいしやぎやくたいぼう し くに ち ほう じ ち たい せき せきにん さだ しょうがいしやぎやくたいぼう し
障 害 者 虐 待 防 止 について、国や地方自治体の責任を定めた 障 害 者 虐 待 防 止
ほう せい てい まえ じ だい し ほう ぎようせい ほう ち い ほうせい みと しょうがいしや
法が制定される前の時代でさえ、司法は、行政の放置の違法性を認め、障 害 者
けん り きゆうさい
の権利を救済したのです。

その後、2012年に施行された 障 害 者 虐 待 防 止 法は、行政に対して、虐
たい そう き はつけん じ じつちよう さ すみ ほ ぎ けんげん ぎ む さだ
待の早期発見、事実調査、そして速やかな保護についての権限と義務を定めま
した。

この法律は、行政の義務を後退させるためではなく、より厳格にするために
つく
作られたものであるはずです。

そうであるならば、 障 害 者 虐 待 防 止 法が存在する現代において、行政の 虐
しょうがいしやぎやくたいぼう し ほう せんざい げんだい ぎようせい ぎやく
たい み す もくにん か たん せきにん みと ようけん ほうせい か
待見過ごし、あるいは黙認・加担についての責任を認めるための要件が、法制化
まえ さいばんれい とう たつてん せま かいしやく
前の裁判例の到達点よりも狭く解釈されるべきではありません。

本件の社会的意義は、過去の先駆的な裁判例を、現在の 障 害 者 虐 待 防 止 法及
しょうがいしや せんげん かん しゃかい きようつうにんしき ふ ぎようせい
び障 害 者の尊厳に関する社会の共通認識を踏まえてアップデートし、行政が
ぎやくたい み す もくにん か たん ば あい せきにん お ば あい
虐待を見過ごし、あるいは黙認・加担した場合に責任を負う場合があるという
ことと、その要件が決して高すぎるハードルではないということを明確化するこ
とにあります。

5 今後の審理と尋問に向けた裁判所への具体的要請

げんこくべん ご だん こん ご しん り しょうてい にんしやうじんもん む しんにん
原告弁護団から、今後の審理、とりわけ想定される人証尋問に向け、新任の
さいばんたい みつ ようせい おこな
裁判体に三つの要請を行います。

第一に、原告らに対する尋問方法への特別な配慮です。原告らは知的障 害を
だいいち げんこく たい じんもんほうほう とくべつ はいりよ げんこく ち てきしょうがい
有しており、通常の法廷の威圧的な環境や、誘導的な質問には適切に対応でき
ゆう つうじよう ほうてい い あつてき かんきよう ゆうどうてき しつもん てきせつ たいおう
ません。既に意見書を提出しているとおり、尋問に際しては、ラウンドテーブ
すで い けんしよ ていしゆつ じんもん さい
ル（円卓）の使用や、質問の平易化など、障 害特性に配慮した合理的配慮を具
えんたく し しよう しつもん へい い か しょうがいとくせい はいりよ ごう り てきはいりよ ぐ
体的に検討・保障してください。

第二に、これまで出頭していない被告榮子氏に対する尋問の実行です。単に

高齢であることを理由に、加害者側の説明責任や尋問を軽々に免除することは、
真実究明の放棄に他ならず、許されません。

第三に、困難な事実認定から目を背けないでいただきたいということです。本
件における被害者である原告は、自らの被害を理路整然と語ることがうまく出
来ないかもしれません。そして、その加害行為は、他者の目の届かない閉鎖的な
牧場内で行われました。そこには、加害者と被害者の間の証拠の偏在があ
り、また、存在そのものの非対称性があります。

このような事案において、事実認定が過度に謙抑的になることは、結果とし
て、声なき弱者を切り捨て、司法が健常者と障害者の格差を固定化し、不正
義を容認する結果を招きます。間接事実や間接証拠の積み重ねから事案の真相
を直視し、本件の実態に相応しい被害事実の認定がなされることを望みます。

6 最後に

本件の原告は3名です。しかし、本件の本質は、単に原告3名に対する金銭賠
償を求めることにはありません。我が国において過酷な障害者虐待事件が繰
り返された歴史があり、それを踏まえて、虐待が障害者の尊厳を害するもので
あることが日本社会の共通認識となり、障害者虐待防止法が制定されまし
た。

そうであるにも関わらず、その後もなお本件のような虐待事件が発生し、放
置された地域社会の構造的問題、そして、現行の法制度下において行政が果た
すべき責任のあり方を正面から問う、その意味では、障害者、とりわけ日本に
120万人以上いるとされている知的障害者全体の尊厳が問われている裁判、
原告が繰り返し口にして言っている言葉を借りれば「みんなのため」の裁判であること
を、貴裁判体におかれましては、ぜひ念頭に置いた上で審理を進めて頂くこと
を強く期待し、弁護団の意見とさせていただきます。

以上

2026（令和8）年6月4日

弁論の更新にあたっての意見

原告ら訴訟代理人 弁護士 中島 哲

1

1 はじめに

もし、健常者が、水道も暖房もないプレハブ小屋で数十年も生活し、預金通帳を取り上げられた上で、年中無休の無報酬労働を強いられていたとしたら、警察や行政はこれを放置したでしょうか。

答えは否です。被害者が声を上げることが困難な知的障害者であり、加害者が地元の有力政治家であったからこそ、これが数十年間にわたり黙認されてきました。

本件は単なる金銭賠償の事件ではなく、**知的障害者の人間としての尊厳そのものが問われている訴訟**です。



2

2 遠藤牧場における虐待の実態

① 劣悪な食事環境

朝食はご飯とお湯のみ。
被告側の反論は「出し汁を出していた」というものに過ぎません。

② 夜間の監禁

プレハブ小屋1階の部屋に、夜中は外からつつかい棒がされ、出られない状態にされていました。被告もこの事実は認めています。

③ 不正な労災申請

賃金不払いを認めながら、2006年・2013年の重傷時には原告を月給12万5000円のパート従業員として2度も労災申請。犯罪行為に該当する可能性が極めて高い行為です。

3

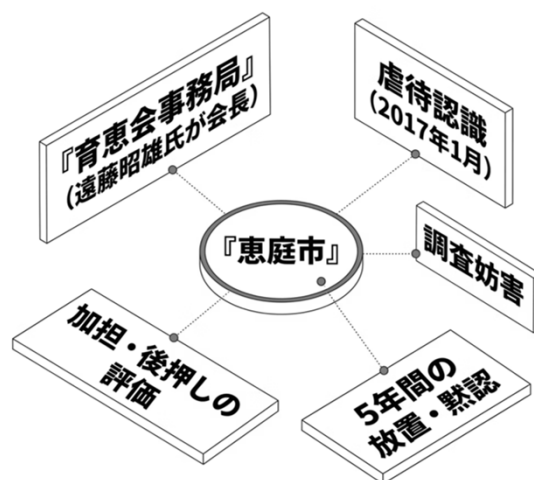
3 被告恵庭市の責任について

虐待認識と調査妨害

恵庭市は遅くとも2017年1月の時点で虐待を認識・強く疑うべき状況を把握していました。外部の相談支援事業所が調査に動こうとした際、市の担当職員はこれを遮断し、市単独で扱うとして独自調査をストップさせました。

5年間の放置

その後2022年夏まで、恵庭市は具体的な救出措置を何一つ講じませんでした。地元有力政治家への忖度のために、知的障害者の尊厳が5年間にわたり放置・搾取され続けたのです。



4



4 本件訴訟の社会的意義

2003年判決
滋賀サングループ事件
で国・県の責任認定

本件
法制化後の行政責任
要件を明確化

2012年法施行
障害者虐待防止法
で行政の義務化

障害者虐待防止法は行政の義務を後退させるためではなく、
より厳格にするために作られたものです。本件の社会的意
義は、行政が虐待を見過ごし・黙認・加担した場合の責任
要件が**決して高すぎるハードルではない**ことを明確化する
ことにあります。

5

5 今後の審理・尋問に向けた三つの要請



第一：原告への合理的配慮

ラウンドテーブルの使用、質問の
平易化など、知的障害の特性に配
慮した尋問方法を具体的に保障し
てください。



第二：被告榮子氏への尋問

高齢を理由に加害者側の説明責任
を免除することは、真実究明の放
棄に他なりません。尋問の実行を
求めます。



第三：困難な事実認定から目を 背けないこと

証拠の偏在と存在の非対称性があ
る本件において、謙抑的すぎる事
実認定は不正義を容認する結果を
招きます。間接事実の積み重ねか
ら真相を直視してください。

6

6 最後に 「みんなのため」の裁判

本件は原告3名のためだけでなく、日本に120万人以上
いるとされる知的障害者全体の尊厳が問われている裁判
—原告らの言葉を借りれば「みんなのため」の裁判です。

障害者虐待防止法が制定された後もなお本件のような虐待が発生・
放置された地域社会の構造的問題と、現行法制度下における行政責
任のあり方を正面から問う本件について、貴裁判体が真摯な当事者
意識をもって審理に臨まれることを強く期待し、弁護団の意見とさ
せて頂きます。

以上

